

# 吉賀町国土強靱化地域計画

令和2年6月 策定

令和7年3月 一部改訂

吉賀町



# 目 次

1. 基本的考え方	
(1) 計画策定の背景	P 1
(2) 関連する計画	P 1
(3) 国土強靱化に関する取組	P 1
(4) 計画の位置づけ	P 2
(5) 計画の見直し	P 2
(6) 計画の推進	P 2
(7) 国土強靱化に取り組むにあたっての基本的な方針	P 3
2. 吉賀町の地域特性	
(1) 町の特性	P 4
(2) 気象概況	P 4
(3) 災害履歴	P 5
(4) 被害想定	P 6
表1 過去の主要な水害とその被害	P 6
表2 想定される地震	P 7
表3 想定される被害	P 7
3. 基本目標の設定	
(1) 基本目標	P 10
(2) 基本目標を達成するための事前に備えるべき目標	P 10
4. 起きてはならない最悪の事態と推進方針の設定	
表4 起きてはならない最悪の事態一覧	P 11～P 12
表5 起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針一覧	P 13～P 24
5. 推進方針毎の脆弱性評価	
表6 推進方針ごとの脆弱性評価一覧	P 25～P 34
6. 重要業績指標の設定	
表7 重要業績指標（KPI）一覧	P 35～P 42
（別冊） 『強靱化施策の推進方針に基づく事業一覧』	



## 1. 基本的考え方

### (1) 計画策定の背景

平成23年に発生した東日本大震災の経験を踏まえ、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「基本法」という。)が公布・施行され、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」(以下「国の基本計画」という。)が閣議決定された。

国土強靱化とは、あらゆるリスクを見据えつつ、どんなことが起ころうとも最悪な事態に陥ることが避けられるような強靱な行政機能や地域社会、地域経済を事前に作り上げていこうとするものである。

また、国土強靱化計画とは、自然災害の種類や規模に関わらず、災害発生時に想定される「起きてはならない最悪の事態」を回避するための「平時」に必要な施策について、脆弱性評価に基づき、今後の取組方針をまとめるものである。

吉賀町においては、大規模自然災害等への備えとして、吉賀町地域防災計画における予防計画に基づく風水害や地震災害に対する直接的な予防対策をはじめ、国土強靱化に資する様々な施策を行ってきたところであり、このたび、国や県の動きに併せ、吉賀町の強靱化に関する施策の推進に関する基本的な指針として、本計画を策定するものである。

### (2) 関連する計画

第2次吉賀町まちづくり計画

### (3) 国土強靱化に関する取組

《吉賀町における国土強靱化に関する近年の主な取組み》

#### ① 防災関係計画

- ・ 吉賀町地域防災計画の策定
- ・ 吉賀町業務継続計画（大規模災害編）の策定

#### ② 耐震化、老朽化対策

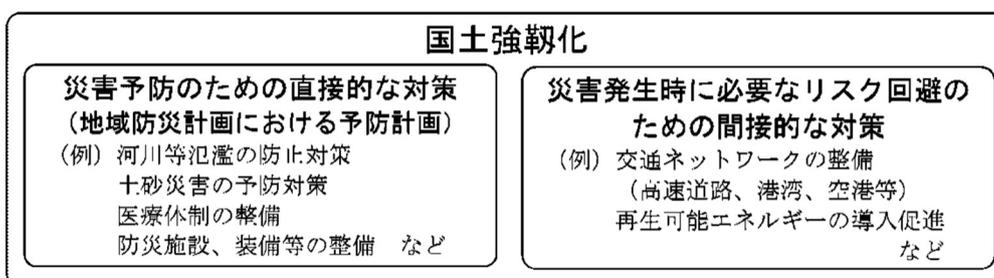
- ・ 吉賀町公共施設等総合管理計画の策定
- ・ 吉賀町個別施設計画の策定（ただし、道路、橋梁、町営住宅、学校施設以外の施設については現在策定中）
- ・ 公共施設安全点検マニュアルの策定

#### ③ 情報伝達体制の整備

- ・ 総合防災情報システムの更新
- ・ 防災行政無線幹線系設備の更新

- ・全国瞬時警報システム（Ｊアラート）の更新
- ④ その他災害活動体制の整備
  - ・各庁舎等に72時間稼働の非常用発電機を整備

《国土強靱化の対象施策》



(4) 計画の位置づけ

本計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、吉賀町の国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な指針である。

(5) 計画の見直し

本計画は、今後の社会経済情勢の変化や、国土強靱化の施策の推進状況などを考慮し、逐次計画を見直すこととする。その際、町の基本方針となる「第2次吉賀町まちづくり計画」や、町の他の各種計画と整合した計画とする。

(6) 計画の推進

本計画に基づく各種施策については、事務事業評価のなかで進捗状況等を把握し、翌年度以降の取組みに反映させていく。

なお、本計画で設定した「起きてはならない最悪の事態」は、どの事態が発生しても多大な被害が発生するものであること、また、各施策は複数の分野に資する場合が多いことなどから、事態別の重点化や、施策分野・各施策別の優先順位付けは行わず、各施策のなかで必要に応じて重点化や優先順位付けを行う。

## (7) 国土強靱化に取り組むにあたっての基本的な方針

吉賀町が国土強靱化に取り組んで行くにあたっての基本的な方針については、国及び県の基本計画を踏まえ次のとおりとする。

町の取組みにあたっては、国及び県の基本計画、民間が実施する取組みと連携し進める。

### 1) 国土強靱化の取組姿勢

- ① 強靱性を損なう本質的原因が何かをあらゆる面から吟味しつつ取り組む
- ② 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組む
- ③ 各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、地域の活性を高め依然として進展する東京一極集中からの脱却を図り、「自立・分散・協調」型国土の形成につなげていく視点を持つ
- ④ あらゆるレベルの経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化する

### 2) 適切な施策の組み合わせ

- ① ハード対策（防災施設整備、耐震化、代替施設の確保等）とソフト対策（訓練、防災教育等）を適切に組み合わせ効果的に施策を推進する
- ② 「自助」「共助」「公助」を適切に組み合わせ、国、県、町、民間が適切に連携及び役割分担して強靱化に資する適切な対策を講ずる
- ③ 平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する

### 3) 効果的な施策の推進

- ① 人口減少による需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえる
- ② 既存の社会資本を有効活用し、民間資金の積極的な活用を図る
- ③ 施設等の効率のかつ効果的な維持管理に資する

### 4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ① 人のつながりやコミュニティ機能の向上と、強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める
- ② 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講ずる
- ③ 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する

## 2. 吉賀町の地域特性

### (1) 町の特性

#### 1) 位置

本町は島根県の最西南端にあって、東部は山口県岩国市、西部は山口県山口市、南部は山口県周南市、また、北部は津和野町及び益田市に接しており、336.5 km<sup>2</sup>の面積を有し島根県総面積の5%にあたる。平成17年10月柿木村と六日市町の合併により吉賀町となった。

#### 2) 地勢

本町は中国山地の脊梁地帯の北側に位置し、安蔵寺山(1,263m)や額々山(1,279m)をはじめとする1000m級の山々に囲まれ、町域のほとんどが山林である。高峰の間を縫うように浸食谷となって、田野原に源を発する一級河川高津川が町内を南北に貫流し、そこに流れ込む各支流に沿って集落と農地が形成されている。

#### 3) 地質

吉賀町の地質は、後期白亜紀の非アルカリ珪長質火山岩類(約1億年前～6500万年前に噴火した火山の岩石(デイサイト・流紋岩類))を主体としている。

吉賀町東側には付加コンプレックスが分布し、ペルム紀～白亜紀の砂岩、チャート等の堆積岩が複雑に入り組んでいる。

吉賀町西南部に位置する盛太ヶ岳周辺には、第四紀後期更新世の非アルカリ苦鉄質火山岩類(安山岩・玄武岩類)が見られる。

表層には、褐色森林土壌が広く分布している。また、吉賀町に広く分布するデイサイト・流紋岩類は、一般的に風化によって微砂や粘土を多量に含む土壌が形成されやすいとされ、このような地質は水に浸食されにくいいため山地の斜面は急傾斜な箇所が多く、豪雨による「がけ崩れ」が発生しやすい。溪流で土石流が発生しやすいのは、このような急傾斜な地形による場合が多いとされている。

#### 4) 交通

中国縦貫自動車道・六日市インターチェンジを有しており、益田市と山口県岩国市を結ぶ国道187号が町内を縦貫している。この広域交通網を活かし、山陽方面の都市部との経済、文化、産業交流を行っている。特に隣接する山口県、広島県との結びつきが強い。

### (2) 気象概況

気象は、典型的な山陰型で年間の平均気温は13.3℃程度、年間降水量の平均1,900mm前後で比較的多い方である。

また、冬期間の積雪も多く、町村合併した平成 17 年以降の観測地点での最深積雪は平成 17 年の 96cm(桜谷)となっている。

### (3) 災害履歴

#### 1 風水害（災害対策本部が設置されたもの）

生起年月	成因	雨量／風速
昭和 38 年 7 月	梅雨前線豪雨	
昭和 40 年 7 月	梅雨前線豪雨	
昭和 46 年 8 月	台風第 19 号	
昭和 47 年 7 月	梅雨前線豪雨	最大日雨量 184mm／1 日
昭和 49 年 9 月	台風第 18 号	
昭和 51 年 9 月	台風第 17 号	最大時間雨量 49mm／1 時間 最大日雨量 184mm／1 日
昭和 56 年 6 月	梅雨前線豪雨	
昭和 60 年 6 月	梅雨前線豪雨	最大時間雨量 34mm／1 時間 最大日雨量 219mm／1 日
平成 2 年 6 月	梅雨前線豪雨	最大日雨量 174mm／1 日
平成 7 年 7 月	梅雨前線豪雨	
平成 11 年 6 月	梅雨前線豪雨	
平成 11 年 9 月	台風第 18 号	最大時間雨量 69mm／1 時間 総雨量 172mm
平成 17 年 9 月	台風第 14 号	最大日雨量 347mm／1 日
平成 25 年 7 月	7 月 28 日からの大雨	
平成 25 年 8 月	8 月 23 日からの大雨	
平成 25 年 9 月	9 月 3 日からの大雨	
平成 27 年 8 月	台風第 15 号	最大風速 10.4m／1 秒 総雨量 146mm
令和元年 8 月	台風第 10 号	最大風速 5.4m／1 秒
令和 3 年 7 月	7 月 6 日からの大雨	
令和 4 年 8 月	8 月 5 日からの大雨	
令和 4 年 9 月	台風第 14 号	
令和 6 年 7 月	7 月 1 日からの大雨	
令和 6 年 11 月	11 月 1 日からの大雨	

#### 2 地震履歴（平成 10 年以降に吉賀町で震度 3 以上が観測されたもの）

生起年月日	震央地名	M	最大震度	吉賀町の最大震度
平成 12 年 10 月 6 日	鳥取県西部	M7.3	6 強	3
平成 13 年 3 月 24 日	安芸灘	M6.7	6 弱	4
平成 17 年 3 月 20 日	福岡県北西沖	M7.0	6 弱	3
平成 18 年 6 月 12 日	大分県西部	M6.2	5 弱	4

平成 26 年 3 月 14 日	伊予灘	M6.2	5 強	4
平成 28 年 4 月 16 日	熊本県熊本地方	M7.3	7	3
平成 30 年 4 月 9 日	島根県西部	M6.1	5 強	3

#### (4) 被害想定

##### 1 風水害

###### ①想定される災害及び被害の概況

本計画の策定にあたっては、過去に吉賀町周辺で発生した最大規模の風水害とその際生じたさまざまな事象（下表 1「過去の主要な水害とその被害」参照）を想定すべき災害として位置づける。

表 1 過去の主要な水害とその被害 出典：高津川水系上流域河川整備計画

項目		S47 年 7 月 梅雨前線豪雨	S51 年 9 月 台風 17 号	S60 年 6 月 梅雨前線豪雨	H11 年 9 月 台風 18 号
雨量 (mm)	最大日 雨量	津和野：201 六日市：184	津和野：257 六日市：184	津和野：257 六日市：219	津和野：150 六日市：172
	最大時間 雨量			津和野：36 六日市：34	津和野：58 六日市：69
人的被害 (名)	死者	4			
	負傷者	5			1
浸水面積 (ha)	農地	582	56	145	81
	宅地	170	5	298	27
家屋被害 (棟)	全半壊	56			
	床上浸水	258	1	1	24
	床下浸水	632	83	22	605
被害総額		52 億 3 千万円	13 億 9 千万円	9 億 9 千万円	13 億 6 千万円

注：被害状況は高津川水系上流域全域における被害

## 2 地震被害

### ①想定される地震及び想定される被害

本計画の策定にあたっては、島根県地震・津波被害想定調査報告書に記載されている想定される地震（下表2「想定される地震」参照）を基にした想定される被害（下表3「想定される被害」参照）を想定すべき地震被害として位置づける。

表2 想定される地震

島根県では県内に影響を及ぼす地震として以下の7地震を想定している。

出典：島根県地震・津波被害想定調査報告書（平成30年3月）

想定地震	規模 (マグニチュード)	地震の タイプ	想定理由	吉賀町における 予測震度
宍道断層の地震	7.1	内陸の浅い 地震を想定	断層	3以下
宍道湖南方の地震	7.3	内陸の浅い 地震を想定	微小地震 発生領域	3以下
大田市西南方の地震	7.3	内陸の浅い 地震を想定	断層	3以下
浜田市沿岸の地震	7.3	内陸の浅い 地震を想定	歴史断層	3以下～4
弥栄断層帯の地震	7.6	内陸の浅い 地震を想定	断層	4～5弱
鳥取県沖合 (F55)断層の地震	8.1	海域の浅い 地震を想定	国の調査	3以下
島根半島沖合 (F56)断層の地震	7.7	海域の浅い 地震を想定	国の調査	3以下
島根県西方沖合 (F57)断層の地震	8.2	海域の浅い 地震を想定	国の調査	3以下
浜田市沖合断層 の地震	7.3	海域の浅い 地震を想定	歴史断層	3以下～4

表3 想定される被害

県内に影響を及ぼす地震のうち、吉賀町に最も被害をもたらすと予想される弥栄断層帯の地震による被害想定の概要を次に示す。

#### (1) 弥栄断層帯の地震による被害想定（平日冬5時）

出典：島根県地震・津波被害想定調査報告書（平成30年3月）

種別	被害項目	被害単位	県全体	吉賀町
斜面・ ため池	斜面崩壊 (急傾斜地)	危険性が高い(箇所)	99	1
		危険性が平均的(箇所)	257	10
		危険性が低い(箇所)	2,228	44

種別	被害項目	被害単位	県全体	吉賀町
斜面・ ため池	斜面崩壊 (地すべり)	危険性が高い(箇所)	65	-
		危険性が平均的(箇所)	35	-
		危険性が低い(箇所)	521	-
	ため池危険度	危険性が高い(箇所)	-	-
		危険性が平均的(箇所)	-	-
		危険性が低い(箇所)	194	1
建物	揺れによる建物被害	全壊数(棟)	75	0
		半壊数(棟)	952	7
	液状化による建物被害	全壊数(棟)	92	2
		半壊数(棟)	207	3
	急傾斜崩壊による建物被害	全壊数(棟)	196	1
		半壊数(棟)	457	3
地震火災	出火	出火件数(件)	0	-
	延焼	焼失棟数(棟)	0	-
人的被害	建物倒壊による死傷者	死者数(人)	1	0
		負傷者数(人)	53	0
	急傾斜地崩壊による死傷者	死者数(人)	13	0
		負傷者数(人)	253	2
	屋内収容物転倒による死傷者	死者数(人)	0	0
		負傷者数(人)	4	0
	ブロック塀倒壊による死傷者	死者数(人)	0	0
		負傷者数(人)	0	0
火災による死傷者	死者数(人)	0	-	
	負傷者数(人)	0	-	
ライフライン	上水道	1日後断水世帯数(世帯)	2,635	22
	下水道	影響人口(人)	812	12
	通信	不通回線数(件)	366	0
	電力	停電件数(件)	471	0
	LPガス	供給支障件数(件)	41	-
交通	道路橋	大規模損傷(箇所)	2	
		中規模損傷(箇所)	52	

種別	被害項目	被害単位	県全体	吉賀町
交通	道路橋	軽微な被害（箇所）	207	
	鉄道	不通区間（駅間数）	-	-
生活支障等	避難者	1～3日後避難者数（人）	2,656	19
	疎開者	1～3日後疎開者数（人）	1,316	10
	帰宅困難者	想定地震問わず最大（人）	41,182	343
	食料不足	食料（食/日）	9,562	69
	震災廃棄物	発生量（千トン）	70	1
	災害用トイレ	必要個数（基）	15	0
	エレベーター停止	停止台数（基）	374	4
	医療機能	入院・重傷者数（人）	3	
	重要施設	危険性が高い施設（件）	-	
	孤立集落の発生	（地区）	-	
経済被害	直接経済被害	（億円）	442	
	間接経済被害	（億円）	1,846	

「-」は被害なし、「0」は被害等はあるが四捨五入で0、空欄はデータなしを示す

## （2）地震災害シナリオ（弥栄断層帯の地震）

冬の平日5時頃、弥栄断層帯を震源とするマグニチュード7.6規模の地震が発生。益田地区で震度6の揺れを観測し、同地区を中心に被害を受ける。

平日の5時という多くに住民が睡眠中である時間帯に発生した地震のため、火災の発生は少なく、人的被害は建物倒壊や急傾斜地崩壊によるものが主な原因となる。建物被害は全壊が約360棟、半壊約1,600棟、人的被害は死者14人、負傷者310人に上る。

益田地区を中心にライフラインが途絶し、避難者数が増加する。1日後には避難者は約2,700人となり、最低でも食料は9,600食/日、飲料水約20トン/日、毛布は寒い時期であり、約5,300枚（1人2枚）が必要となる。物資が不足する市町は、県、県内他市町村及び応援協定先に支援要請を行い物資の調達をする。

ライフラインの復旧に伴って自宅が使用可能な者から帰宅するが、1ヶ月を経過しても約650人が避難所に避難する状況である。建物の倒壊などで自宅が被災した者に対しては、応急仮設住宅の建設や空き家等の活用によって住宅の供給を図る。

避難者、被災者は、地震後に非常に苛酷な状況下に置かれることから、長期にわたるPTSD（心的外傷後ストレス障害）へのケアが必要となる。

益田地区を中心に被害を受け、市庁役場では地震発生当初は機能が麻痺して応急

対策活動に支障をきたす。一方、県東部の被害が小さかったことから、県庁指導による迅速な指示や応援等に取り組むが、県東部から被災地までの距離が遠く、迅速な応急対策活動に実施には他県からの応援も必要となる。

### 3. 基本目標の設定

国土強靱化地域計画は、国及び県の基本計画との調和を保つため、本計画の基本目標と、基本目標を達成するための事前に備えるべき目標については、国及び県の基本計画を踏まえ次のとおりとする。

#### (1) 基本目標

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②町及び社会の重要な機能が致命的な損害を受けず維持されること
- ③町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ること
- ④迅速な復旧復興を図ること

#### (2) 基本目標を達成するための事前に備えるべき目標

- ①大規模自然事前災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ②大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
- ③大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- ④大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- ⑤大規模自然災害発生後であっても経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- ⑥大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

### 4. 起きてはならない最悪の事態と推進方針の設定

事前に備える目標別に「起きてはならない最悪の事態」（次頁 表4「起きてはならない最悪の事態一覧」参照）のとおり整理したうえで、「起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針」（P13～P24 表5「起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針一覧」）を設定した。

表4 起きてはならない最悪の事態一覧

基本目標	事前に備えるべき目標	番号	★起きてはならない最悪の事態
① 人命の保護が最大限図られること	1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-2	異常気象等による広域かつ長期的な浸水
		1-3	土砂災害、暴風雪等による死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
		1-4	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
② 町及び社会の重要な機能が致命的な損害を受けず維持されること	2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の遅れと不足
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ること	3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機能の機能不全
		4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1
④ 迅速な復旧復興を図ること	5. 大規模自然災害発生後であっても経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない		4-2
		5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止、重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

表4 起きてはならない最悪の事態一覧

基本目標	事前に備えるべき目標	番号	★起きてはならない最悪の事態
① 人命の保護が最大限図られること	6. 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・プロパンガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
		6-5	異常湧水等により用水の供給の途絶
		6-6	避難所の機能不足や応急仮設住宅の不足等により避難者の生活に支障が出る事態
② 町及び社会の重要な機能が致命的な損害を受けず維持されること	7. 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	住宅密集地での大規模火災の発生
		7-2	沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-3	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ること	8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊・治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	基幹インフラの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
④ 迅速な復旧復興を図ること			

表5 起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針一覧

起きてはならない最悪の事態	推進方針	
	建築物の災害予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震に対する建築物の被害を最小限に抑えるため、民間の住宅／建築物の耐震化や除却を促進する。</li> <li>・住宅や建築物の倒壊は、地震発生時の直接的な被害の発生にとどまらず、地震火災の発生等にもつながることから、人的・物的被害の軽減を目指し耐震化を促す。</li> <li>・住民に対して、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性・重要性の啓発に取り組むとともに、耐震診断・耐震改修及び簡易耐震補強等の補助制度の周知を図り、広報・HPの充実も含めて、更なる住宅の耐震化を促す。</li> <li>・家庭での室内安全対策として、家具等の転落・転倒防止対策の周知啓発を行う。</li> <li>・役場の庁舎の耐震化は進めてきたことから、今後は、指定避難所等となる集会所等、公共施設の耐震対策を進める。また、老朽化している公共施設については、適切な維持・改修に取り組むとともに、必要に応じて施設の統廃合・廃止等を検討していく。</li> <li>・町の公営住宅等は、老朽化が進んでいる公営住宅も見られることから、維持補修、更新等を計画的に進める。</li> <li>・小学校及び中学校の校舎及び体育館の耐震化を進める。</li> <li>・社会福祉施設は、地震災害や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であることから、施設の耐震化やスプリンクラーの設置等による安全性の向上を促す。</li> </ul>
1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	防災的な土地利用の推進・土地利用の適正化・住宅密集地の不燃化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宅地造成に伴い崩落や土砂流出の危険度が高い区域について、宅地造成等規制法により各種勧告、命令を行うことで宅地災害の防止を図る。</li> <li>・土砂災害防止法に基づく各種広報や防災学習会等による土砂災害警戒区域等の周知を継続することに加え、住民の理解を得て特別警戒区域指定の推進を図る。</li> <li>・災害時の避難場所を確保するため、公園等の計画的な配置・整備・維持管理を積極的に推進する。</li> <li>・火災の延焼を防止するため、建築物の不燃化を促進する。</li> <li>・火災の延焼防止を図るため、街路整備を推進する。</li> <li>・建築物の安全性向上のため、防災対策の普及啓発を進め、不燃化を促進する。</li> <li>・都市防災を推進するため、都市計画法に基づいた適正かつ安全な土地利用への誘導規制を促進する。</li> </ul>
	交通施設の安全化、防災空間の確保、道路寸断への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震などの災害に対し安全性信頼性の高い道路網を整備するため、橋梁耐震化、無電柱化、法面などの危険箇所対策、道路構造物の老朽化対策等を優先度の高い箇所から実施する。</li> <li>・災害時の避難路及び緊急輸送道路として、農道、集落道、林道の整備を着実に進める。</li> <li>・緊急輸送道路等における橋梁の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を着実に進める。</li> <li>・災害発生時には迅速な迂回路確保や啓開により孤立解消を図るため、平時から情報収集／提供や関係機関との連携体制を強化する。</li> <li>・災害発生時、道路管理者の責務として、町道の状況を把握し必要な規制を行う。また、他の道路管理者や警察等の関係機関とも連携し、情報を迅速に伝達できる体制を確保する。</li> </ul>
	交通規制の実施責任者、交通規則の実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時、道路管理者の責務として、町管理道路の状況を把握し必要な規制を行う。また、他の道路管理者や警察等の関係機関とも連携し、情報を迅速に伝達できる体制を確保する。</li> </ul>

表5 起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針一覧

起きてはならない最悪の事態	推進方針	
<p>1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生</p>	<p>地域消防力の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防火水槽や消火栓、消防車等の消防施設・設備等は、老朽化が進んでいるものもあり、計画的な更新や機能強化を図る。</li> <li>・消防団員の確保にあたっては、移住・定住者等の入団を促すなど、多様な担い手の確保に取り組む。</li> <li>・地域消防力の向上に向け、防災士・応急危険度判定士の育成等を促すとともに、装備や資機材、備蓄等の充実・強化を進める。</li> <li>・消防団が中心となって各学校、医療機関、福祉施設等を対象とした避難訓練を実施する。</li> <li>・各学校では、独自に避難訓練や防災教育を行い、児童・生徒に対する防災意識の向上を促す。</li> <li>・大規模災害発生時の円滑な救急・救助活動に向け、関係機関の連携強化に取り組むとともに、合同の防災訓練等を行う。</li> </ul>
	<p>家庭の防災力の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災の基本は、“自助”であることの認識のもと、住民一人ひとりの防災意識の高揚を図るとともに、防災訓練への参加促進や家庭内でのFCP（家族継続計画）の普及等に努める。</li> <li>・住民に対して、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性・重要性の啓発に取り組むとともに、耐震診断・耐震改修及び簡易耐震補強等の補助制度の周知を図り、広報・HPの充実も含めて、更なる住宅の耐震化を促す。</li> <li>・住民を対象とした、防災講習、講座やワークショップ等を開催し、防災の知識技能の普及啓発及び町の防災施設や危険箇所を周知し、住民の防災対策や意識向上を促す。</li> <li>・家庭での室内安全対策として、家具等の転落・転倒防止対策の周知啓発を行う。</li> <li>・震災時等における火災の発生、延焼を防止するため、住宅用火災警報器、消火器、感震ブレーカー等の設置を促す。</li> <li>・民間住宅は依然として木造家屋を中心として構成されており、地震火災の同時発生により避難を困難にすることがある。特に木造住宅が密集しているところでは危険性が高まることから、建物の不燃構造に対する指導等、民間住宅の不燃化に努める。</li> </ul>
<p>1-2 異常気象等による広域かつ長期的な浸水</p>	<p>河川等の氾濫の防止対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水等の被害を防止し、治水安全度を高めるため、県と連携を図り治水事業を促進させるとともに、堤防の安全性向上や河川改修など治水対策を着実に進める。</li> <li>・出水時に迅速な河川巡視と的確な水防情報の伝達を行うため、平常時から重要水防区域や危険箇所の把握、周知を図るとともに、水防情報システム等により、出水に迅速に対応できる体制を確立する。</li> <li>・出水時に住宅地等の浸水を防ぐため、水防活動の実施に資する水防資材器具等の充実を図る。</li> <li>・河川の水門・樋門などの河川管理施設について、長寿命化計画を策定し、計画的な点検・管理等を行っていく。</li> </ul>
	<p>農業基盤施設の安全化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全性に不安のある老朽化した農業用ため池については、抜本的な改修や減災対策を推進していく。また、防災重点ため池として特に監視点検が必要な箇所についてはハザードマップ等を作成し住民へ配布する。</li> <li>・農業用排水施設などの機能診断調査を適切に行い、計画的・効率的な整備など老朽化、機能保全対策を推進していく。</li> </ul>
	<p>避難情報発令の基準の策定・避難体制の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難判断マニュアルの策定を進めるとともに、住民が安全・的確に避難行動や避難活動を行うための体制を整備する。</li> </ul>

表5 起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針一覧

起きてはならない最悪の事態	推進方針	
1-2 異常気象等による広域かつ長期的な浸水	町職員及び町民に対する防災教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員に対し、研修や講習会等により防災教育の普及徹底を図るとともに、町民に対し、広報媒体や講演会などを通じて防災知識の普及啓発を図る。</li> </ul>
	町民に対する防災教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時の被害を抑えるため、家庭でできる予防・安全対策や、災害時に取るべき行動など防災知識について、町民に普及啓発を図る公民館等の取組みを支援する。</li> </ul>
	学校教育における防災教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校安全計画に基づく避難訓練等の確実な実施について推進するほか、新たに教科書で取り上げられる東日本大震災の様子や津波防災教育の取組みなどを使い、震災をより身近なものとして感じながら学び、課題意識を持って行動できる児童生徒の育成を図る。</li> </ul>
	防災訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>国、県、民間企業、ボランティア団体等の多様な主体と緊密に連携し、不測の事態を想定した各種防災訓練を継続的に実施していく。</li> </ul>
1-3 土砂災害、暴風雪等による死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態	土砂災害の防止、公共土木施設の安全化	<ul style="list-style-type: none"> <li>山地災害の防災・減災を図るため、治山施設の整備等のハード対策と警戒避難体制の整備等のソフト対策を組み合わせる。</li> <li>老朽化した治山施設について計画的に補修・更新等長寿命化対策を実施する。</li> <li>土砂災害による人的被害を防ぐため、避難所、要配慮者利用施設など緊急度、必要性の高い箇所の整備を引き続き重点的に推進する。</li> <li>既存の砂防関係施設の点検を行い、老朽化施設について計画的に補修・更新等の長寿命化対策を推進する。</li> <li>土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の周知のため、各種広報や防災学習会等を継続することに加え、住民の理解を得て特別警戒区域指定の推進を図る。</li> <li>危険住宅の安全性確保のため、土砂災害特別警戒区域の指定がされた区域の住宅の移転等の促進を図る。</li> </ul>
	河川等の氾濫の防止対策	再掲
	農業基盤施設の安全化	再掲
	地域が共同で行う農業・農村の多面的機能の維持増進	<ul style="list-style-type: none"> <li>耕作放棄地の発生を防ぎ、農地や農業用施設の有する多面的機能を維持していくため、地域が共同で行う保全活動に対する交付金などによる支援をしていく。</li> </ul>
	森林整備の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な森林の整備と保全を図るため、人工林等において森林整備対策を実施する。</li> </ul>
	工作物対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震の際に避難路の安全を確保し、災害時の救助活動等が円滑に行えるようにするため、擁壁・ブロック塀の耐震対策の啓発を進め、所有者等に耐震化を促す。</li> <li>地震や暴風の際に住宅地の道路等での安全確保のため、看板など老朽化した建物付属物への対策の啓発を進め、所有者等に安全対策を促す。</li> </ul>
	避難情報発令の基準の策定・避難体制の整備	再掲
	町職員及び町民に対する防災教育	再掲
	町民に対する防災教育	再掲
学校教育における防災教育	再掲	

表5 起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針一覧

起きてはならない最悪の事態	推進方針	
1-3 土砂災害、暴風雪等による死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態	防災訓練	再掲
	避難行動要支援者等支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動要支援者施策の支援のため、必要な情報の提供に努めるとともに、避難行動要支援者の避難支援のため関係機関、団体等との協力体制や防災設備、物資等の整備を図る。</li> </ul>
	農林水産公共施設の老朽化対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>農林水産公共施設の安全性を確保するため、「各施設の個別計画」の策定とその実行により老朽化対策を着実に進める。</li> </ul>
	公共土木施設の老朽化対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共土木施設の安全性を確保するため、「各施設の個別計画」の策定とその実行により老朽化対策を着実に進める。</li> <li>国や県、市町村等からなる島根県道路メンテナンス会議において老朽化対策の強化を図っていく。</li> </ul>
1-4 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	町民への的確な情報伝達体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民への情報伝達手段を把握し、適切に運用するためのルールの策定、運用方法の習熟を図る。</li> <li>携帯電話不感地域を解消するため、携帯電話事業者等と連携して、移動用通信鉄塔施設整備を推進する。</li> </ul>
	報道機関との連携体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な手段で広報できるよう、報道機関との連携体制を構築する。</li> </ul>
	避難情報発令の基準の策定・避難体制の整備	再掲
	学校等の避難計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校施設の安全性を確保するため、改築、新築、修繕の際には、建築基準法などに基づく耐震化、不燃化を推進する。また非構造部材の耐震化を推進する。</li> <li>策定された計画等の不断の見直しを行うとともに、学校安全研修等を通じて、計画の管理を指導していく。</li> </ul>
	社会福祉施設等における対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内、近隣市町村の同種の施設等と災害協定を締結するよう指導し、併せて、災害時に介護保険施設、障害者支援施設等から福祉専門職を派遣する仕組みとして設置されている「しまね災害福祉広域支援ネットワーク」の本部がある島根県社会福祉協議会と連携して、ネットワークの円滑な運用に努める。</li> </ul>
	情報収集管理体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害情報の収集・伝達能力を向上させるため、広域災害救急医療情報システムの利用を前提としつつ、複数の通信手段を整備する。</li> </ul>
	医療救護体制に係る防災訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療救護を円滑に行うために、各種訓練を継続的に実施する。</li> </ul>
	町職員及び町民に対する防災教育	再掲
	町民に対する防災教育	再掲
	学校教育における防災教育	再掲
防災訓練	再掲	
避難行動要支援者等支援体制の構築	再掲	

表5 起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針一覧

起きてはならない最悪の事態	推進方針	
2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	交通施設の安全化、防災空間の確保、道路寸断への対応	再掲
	水道施設の安全化	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道施設等の被害の軽減、迅速な復旧を図るため、計画的な施設の更新を行う。</li> <li>災害時に、水道事業者間の相互応援を支援するため、平時から、日本水道協会等の関係機関との連携強化を図る。</li> <li>水道施設等の災害予防措置及び災害応急対策措置等を円滑、迅速に実施できるよう、県及び関係機関が行う防災訓練への参加や、独自で防災訓練を行う等、平時から災害対策諸施策を積極的に推進する。</li> <li>災害に備え、平時から協定事業者等と情報共有を図り、復旧用資機材や給水車・給水機材等整備状況の把握に努める。</li> <li>水道・工業用水道施設の安全性を確保するため、耐震計画を含めた施設管理基本（長寿命化）計画を事業ごとに順次策定し、老朽化及び耐震化対策を着実に進める。</li> <li>原水の濁度処理について、過去の高濁度流入をふまえた研修を定期的の実施するよう努める。</li> <li>平常時から受水団体等と情報共有を図り、災害に備え復旧用資機材の保持や給水車・給水機材等整備状況の把握に努める。</li> <li>災害発生時における受水団体ほか関係機関との連絡方法についてNTT回線以外の代替方法についても検討する。</li> <li>濁水対策に関し適切な時期に関係者間で調整を実施する。</li> </ul>
	農業基盤施設の安全化	再掲
	災害救助法等の運用体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害救助法に基づく災害救助の基準・運用要領の習熟や実務研修会等により運用体制を強化する。</li> </ul>
	緊急通行車両等の事前届出・確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通の混乱の防止、緊急通行路の確保のための交通規制の実施に向けて、緊急通行車両等の事前届出を勧める。</li> <li>事前届出制度を広く周知するため、様々な媒体による広報をさらに推進する。</li> </ul>
	輸送体制の整備に係る関係機関相互の連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時に、協定に基づく救援物資の緊急輸送等が円滑に実施されるよう、平時より防災訓練などを通じて連携強化を図る。</li> </ul>
	食料及び防災用資機材の備蓄並びに調達体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時に必要となる物資等について、地理的条件や災害の被害想定を踏まえた備蓄・調達・輸送、配備状況の情報収集や提供を行える体制の強化を図る。</li> <li>災害時に、協定に基づく救援物資の緊急輸送等が円滑に実施されるよう、平時より防災訓練などを通じて連携強化を図る。</li> <li>食料供給体制について、訓練等を通じて定期的な検証を行うとともに、食料調達協定を締結する業者の連絡窓口や調達可能数量の確認を行い、必要に応じて協定内容の見直しを行うなどの連携体制の強化を図る。</li> </ul>
	燃料等生活必需品の調達体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>燃料等生活必需品の調達について、販売業者と連携した調達に努めるとともに、燃料等生活必需品の輸送に関して、連携体制を強化する。</li> </ul>
	食料生産基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>食料の安定供給に資する農地や農業水利施設の生産基盤の整備を着実に推進していく。</li> </ul>

表5 起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針一覧

起きてはならない最悪の事態	推進方針	
2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	地域が共同で行う農業・農村の多面的機能の維持増進	再掲
2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	土砂災害の防止、公共土木施設の安全化	再掲
	交通施設の安全化、防災空間の確保、道路寸断への対応	再掲
	災害救助法等の運用体制の強化	再掲
	燃料等生活必需品の調達体制の整備	再掲
	食料及び防災用資機材の備蓄並びに調達体制の整備	再掲
2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の遅れと不足	広域応援協力体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害時における応急対策を迅速・的確に実施するため、各関係機関と連携を強化し広域的な支援・協力体制を強化する。</li> <li>関係機関において相互応援の協定を締結するなど、平時から体制を整備しておく。</li> </ul>
	救急・救助の体制や資機材の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害時の対応を強化するため、消防本部を主体とした救急・救助体制の強化に努める。資機材の整備については、国の補助制度の活用等、消防本部に対して必要な支援をしていく。</li> <li>大規模災害時における傷病者の速やかな搬送を行うため、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の定着を図るとともに、急性期の救助活動について、DMATや各種医療救護班と関係機関との連携体制の確立を図る。</li> <li>大規模災害時における活動を迅速かつ的確に実施するため、実戦的な訓練の実施、防災関係機関等相互の連携強化、装備資機材の整備等により災害対処能力を向上させる。</li> </ul>
	防災拠点の管理・運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害時において効率的な災害支援活動を行えるよう、マニュアル等を見直し広域防災拠点を適正に管理・運営する。</li> </ul>
	災害用臨時ヘリポートの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時に救助・救護活動を円滑に行うため、臨時ヘリポートの整備を行う。</li> </ul>
	消防団等の育成強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防団員の確保や消防団の強化を図るため、表彰や操法大会の開催を行う。</li> <li>消防団等に係る教育訓練等の機会の充実を図る。</li> </ul>
	自主防災組織等の育成強化、災害ボランティアの活動環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時の地域ぐるみの救急・救助活動の協力に向け自主防災組織等を育成するほか、自主防災組織、住民、消防団に対し教育訓練等を支援するとともに、災害救援ボランティアとの連携を図る。</li> <li>災害ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行えるようにするため、平時から関係機関との連携、地域住民への普及啓発等、災害ボランティア活動環境の整備を図る。</li> <li>災害時における対応に災害弱者の生活への配慮が十分になされるようにするため、男女共同参画の視点に基づく防災</li> </ul>

表5 起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針一覧

起きてはならない最悪の事態	推進方針	
2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の遅れと不足	自主防災組織等の育成強化、災害ボランティアの活動環境の整備	講座などを実施する。 ・外国人住民に対する災害時支援を円滑かつ効果的に行えるようにするため、平時から外国人住民との「顔の見える関係づくり」を目指して、各種ボランティア登録を進めるとともに外国人支援環境の整備を図る。 ・日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会と連携して、災害ボランティアコーディネーターの育成や普及啓発に努める。
	防災訓練	再掲
	防災的な土地利用の推進・土地利用の適正化・住宅密集地の不燃化の推進	再掲
2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート途絶による医療機能の麻痺	医療救護体制の強化	・すべての医療救護活動の統制を可能とする体制の強化を図るため、平時より関係機関相互の情報共有を推進する。 ・医療救護活動に必要な医薬品・医療用資器材等の調達・搬送も含めた体制を構築する。
	医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達体制の強化	・医療資器材の集積所、救護所、避難所等における医薬品等の輸送について平時から、関係機関相互の情報共有及び供給・確保体制の強化を図る。 ・医薬品等の仕分け、管理について薬剤師等専門知識を持ったマンパワーが必要であることから、薬剤師会等に協力を求めるなど医薬品管理体制の強化を図る。
	道路寸断への対応	・災害発生時には迅速な迂回路確保や啓開により孤立解消を図るため、平時から情報収集/提供や関係機関との連携体制を強化する。
2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	下水道施設の安全化	・災害発生時の公衆衛生を確保するため、流域下水道施設の耐震化や策定済みの長寿命化個別計画等に基づく老朽化対策を計画的に実施する。 ・災害発生時における汚水処理機能の早期復旧を図るため、BCPを活用した訓練や災害対策マニュアル等の見直しを実施する。
	農業集落排水の機能保全	・農業集落排水施設等について、計画的に機能保全対策や耐震化を支援していく。
	防疫・保健衛生体制の強化	・感染症等の発生と流行を未然に防止するため、防疫・保健衛生、食品衛生、監視体制等を強化し、被害の程度に応じ迅速適切に防疫ができるよう、活動方法・内容に習熟する。 ・災害防疫のための各種作業実施組織の編成について、あらかじめ体制を整備し、被害の程度に応じ迅速適切に防疫ができるよう、活動方法・内容に習熟する。
	防疫用薬剤及び器具等の備蓄	・緊急の調達が困難となることも予想される消毒剤、消毒散布用機器、運搬機器等については、平時時からその確保に努める。
	動物愛護管理体制の整備	・関係団体と協力し、負傷動物、放浪動物の収容、保管施設の確保と管理体制の整備を図る。
3-1 行政機能の機能不全	災害本部体制の強化	・災害発生時に迅速に行動できるよう、職員の動員体制、登庁基準、職員初動マニュアル、災害対策本部設置手順、災害対策本部会議の運営要領等を随時見直し、習熟を図る。また、防災要員用の飲食物や燃料、非常用通信手段等を整備・強化する。
	広域応援協力体制の強化	再掲

表5 起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針一覧

起きてはならない最悪の事態	推進方針	
3-1 行政機能の機能不全	防災中枢機能等の確保・充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震時の飲料水を確保するため、各施設管理者において、給水設備の耐震化を進める。</li> </ul>
	災害ボランティアの活動環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時の地域ぐるみの救急・救助活動の協力に向け自主防災組織等を育成するほか、自主防災組織、住民、消防団に対し教育訓練等を支援するとともに、災害救援ボランティアとの連携を図る。</li> <li>災害ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行えるようにするため、平時から関係機関との連携、地域住民への普及啓発等、災害ボランティア活動環境の整備を図る。</li> <li>災害時における対応に災害弱者の生活への配慮が十分になされるようにするため、男女共同参画の視点に基づく防災講座などを実施する。</li> <li>外国人住民に対する災害時支援を円滑かつ効果的に行えるようにするため、平時から外国人住民との「顔の見える関係づくり」を目指して、各種ボランティア登録を進めるとともに外国人支援環境の整備を図る。</li> <li>日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会と連携して、災害ボランティアコーディネーターの育成や普及啓発に努める。</li> </ul>
	建築物の災害予防	再掲
	公的機関等の業務継続性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生時に優先度の高い業務を実施していくため策定した業務継続計画の習熟を図る。</li> </ul>
	重要データの遠隔地バックアップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務システムの重要データの消失を防止し、行政機能の早期復旧を図るため、バックアップ用のデータを遠隔地に保存する対策を推進する。</li> </ul>
	ICT部門における業務継続計画（ICT-BCP）の策定と運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害時においても業務を継続することができるようにするため、各システムの業務継続計画の策定を推進し、業務継続に必要な体制を整備する。また、実践的な訓練を実施し、結果を検証して計画を適宜修正していく。</li> </ul>
	業務システムのサービス利用、外部のデータセンターの利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害時においても各業務システムが使用できるようにするため、災害による影響を受けないサービス利用や基盤の整備を推進する。</li> </ul>
4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	交通施設の安全化、防災空間の確保、道路寸断への対応	再掲
	防災中枢機能等の確保・充実	再掲
	情報通信設備用及び震度観測設備用非常電源装置の燃料の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害時において不足する燃料を調達するため、他の防災機関や行政機関等との連携、燃料販売会社との協定締結及び燃料貯蔵施設の新設・追加について検討する。</li> </ul>
	町民への的確な情報伝達体制の整備	再掲
	災害用伝言サービス活用体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>通信が輻輳した場合でも情報通信手段として有効な災害伝言サービスの活用を進める。</li> </ul>

表5 起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針一覧

起きてはならない最悪の事態	推進方針	
4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	全県域WAN(行政ネットワーク等)の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害発生時においても行政ネットワークが使用できるようにするため、通信回線やネットワークの二重化や優先復旧稼働確保等の対策を推進する。</li> </ul>
4-2 テレビ・ラジオ放送の中断や防災無線等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	町民への的確な情報伝達体制の整備	再掲
	報道機関との連携体制の整備	再掲
5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	産業・エネルギーの持続	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時における避難や救急活動および物資の輸送を確保するための緊急輸送道路の整備を促進する。</li> </ul>
	事業所における防災の推進等	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業(事業所)における防災組織の整備を促進するため、関係機関の協力体制の確立に努める。</li> <li>企業(事業所)における事業継続計画の策定のための普及啓発や情報提供などを推進し、事業継続マネジメント(BCM)構築を促進する。</li> <li>企業(事業所)における職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業所の防災力向上の促進を図る。</li> <li>事業所に地域コミュニティの一員として、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけを行う。</li> </ul>
5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止、重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	燃料等生活必需品の調達体制の整備	再掲
	事業所における防災の推進等	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業(事業所)における防災組織の整備を促進するため、関係機関の協力体制の確立に努める。</li> <li>企業(事業所)における事業継続計画の策定のための普及啓発や情報提供などを推進し、事業継続マネジメント(BCM)構築を促進する。</li> <li>企業(事業所)における職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業所の防災力向上の促進を図る。</li> <li>事業所に地域コミュニティの一員として、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけを行う。</li> </ul>
6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・プロパンガスサプライチェーンの機能の停止	燃料等生活必需品の調達体制の整備	再掲
	再生可能エネルギー等の導入の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギーの供給源の多様化などの視点から、地域における再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を推進するため、事業化可能性調査や導入等の取組みを支援する。</li> <li>災害時等における地域の避難施設等のエネルギー確保のため、再生可能エネルギー設備と蓄電設備の導入を支援する。</li> <li>地域における再生可能エネルギー導入の事業化可能性調査に取り組む。</li> </ul>
	電気施設の安全化	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な発電施設及び周辺巡視を行い必要に応じて施設の安全対策工事を実施する。</li> <li>自然災害等による二次災害を防止するため、災害時の際に取るべき対応についてマニュアルの充実を図る。</li> </ul>

表5 起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針一覧

起きてはならない最悪の事態	推進方針	
6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	水道施設の安全化	再掲
6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	下水道施設の安全化	再掲
	農業集落排水の機能保全	再掲
	し尿処理体制の整備	・し尿を適正かつ速やかに処理できるようにするため、近隣の市町村や業界団体との連携し、し尿処理の仕組みづくりを促進する。
6-4 地域交通ネットワークが分断する事態	交通施設の安全化、防災空間の確保、道路寸断への対応	再掲
	広域応援協力体制の整備	再掲
	交通規制の実施責任者、交通規則の実施体制の整備	再掲
	緊急通行車両等の事前届出・確認	再掲
	燃料等生活必需品の調達体制の整備	再掲
	液状化危険地域の予防対策	再掲
	公共交通機関の状況把握、連絡調整のための体制の整備	・災害発生後、速やかに公共交通機関等の状況把握及びその復旧に向けた連絡調整を行うため、平時から関係機関との会議等を通じて、情報収集・共有などの連携体制を強化する。
6-5 異常濁水等により用水の供給の途絶	水道施設の安全化	再掲
	農業基盤施設の安全化	再掲
6-6 避難所の機能不足や応急仮設住宅の不足等により避難者の生活に支障が出る事態	交通施設の安全化、防災空間の確保、道路寸断への対応	再掲
	応急仮設住宅建設候補地リストの整備	・建設候補地リストを事前に作成し、関係機関との連絡体制の強化等、応急仮設住宅の供給に向けた体制強化を行う。
	自主防災組織等の育成強化、災害ボランティアの活動環境の整備	再掲
	被災者の健康管理	・島根県災害時公衆衛生活動マニュアル（H26年度策定済）を参考に被災者の健康管理を迅速に行えるよう訓練・研修を実施する。
	避難行動要支援者等支援体制の構築	再掲

表5 起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針一覧

起きてはならない最悪の事態	推進方針	
7-1 住宅密集地での大規模火災の発生	防災的な土地利用の推進・土地利用の適正化・住宅密集地の不燃化の推進	再掲
	建築物の災害予防	再掲
7-2 沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺	工作物対策	再掲
	交通規制の実施責任者、交通規則の実施体制の整備	再掲
7-3 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生	ため池の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震等により決壊した場合に甚大な被害が想定されるため池の浸水想定区域や避難場所、避難所、避難経路を示すハザードマップの作成し住民の避難体制を確立する。</li> <li>地震等に伴うため池の決壊等を未然に防止するため、ため池の整備を行い、農業用水を確保する。</li> </ul>
	河川等の氾濫の防止対策	再掲
	土砂災害の防止、公共土木施設の安全化	再掲
8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	廃棄物処理体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時に、廃棄物を適正かつ速やかに処理できるようにするため、近隣の市町村や業界団体と連携し廃棄物処理の仕組みづくりを促進する。</li> </ul>
8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	罹災証明書の発行体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>住家被害調査の担当者向け研修等に積極的に参加し、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。</li> </ul>
	地震被災建築物応急危険度判定体制等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震による被災建築物並びに被災宅地の危険度判定を円滑に行うため、関係団体と連携・協力し、現在の被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の体制を維持する。</li> </ul>
	災害復旧の担い手の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設産業における担い手の育成・確保を図るため、建設業界団体と行政が連携して、若年者の入職・定着の促進に繋がる取組み（魅力発信・イメージアップ、技術者・技能者の育成等）を推進する。</li> </ul>
	支援協定締結団体との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>「大規模災害発生時における応急対策業務に関する協定書」の締結団体と連携し、情報伝達訓練や応急対応訓練を実施し、体制の強化を図る。</li> </ul>

表5 起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針一覧

起きてはならない最悪の事態	推進方針	
8-3 地域コミュニティの崩壊・治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	地域が共同で行う農業・農村の多面的機能の維持増進	再掲
	地域コミュニティの維持	・災害発生時における、地域住民や地域コミュニティの対応能力向上のため、地域運営の仕組みづくり（小さな拠点づくり）を進める。
	事業所における防災の推進等	再掲
8-4 基幹インフラの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	水道施設の安全化	再掲
	地籍調査の推進	・迅速な災害復旧・復興を図るため、地籍調査事業を促進する。

#### 5. 推進方針毎の脆弱性評価

本町において取り組んでいる、又は予定している施策を整理し、それらの進捗状況や島根県の取り組み状況を踏まえ、起きてはならない最悪の事態の推進方針ごとに脆弱性評価（次頁 表6「推進方針ごとの脆弱性評価一覧」参照）を行った。

表6 推進方針ごとの脆弱性評価一覧

起きてはならない最悪の事態	推進方針	脆弱性評価
1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	建築物の災害予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅や多数の者が利用する建築物などの耐震化が十分に進んでないことから、耐震化（除却を含む）を促進する必要がある。</li> </ul>
	防災的な土地利用の推進・土地利用の適正化・住宅密集地の不燃化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>老朽化した木造住宅の密集、耐震基準を満たしていない建物の存在、道路や公園など公共施設が未整備といった状況がみられることから、宅地の耐震化や不燃化などの対策を行う必要がある。</li> </ul>
	交通施設の安全化、防災空間の確保、道路寸断への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時の避難路や緊急輸送道路として、農道、集落道、林道の整備が必要である。</li> <li>緊急輸送道路等における橋梁の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を着実に進める必要がある。</li> <li>災害時の避難路等確保のため、緊急輸送道路など重要な役割を担う道路の着実な整備、防災対策、維持管理、長寿命化対策等を行う必要がある。</li> </ul>
	交通規制の実施責任者、交通規則の実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路の損壊決壊等発生時には、二次災害を招くおそれがあるほか、避難誘導等に重大な影響を及ぼすことから、適切な規制を行う必要がある。</li> </ul>
	地域消防力の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>防火水槽や消火栓、消防車等の消防施設・設備等は、老朽化が進んでいるものもあり、計画的な更新や機能強化が必要である。</li> <li>消防団員の確保や自主防災会の充実・強化に努めているところであるが、更なる人材育成、装備資機材等の充実・強化を図る必要がある。</li> <li>大規模災害発生時の円滑な救急・救助活動に向け、関係機関の連携強化を図りながら、防災訓練等を行うことが必要である。</li> </ul>
家庭の防災力の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民一人ひとりの防災意識向上を一層図るため、「防災啓発の充実」や「防災訓練の実施」により、自助・共助の強化に努め、建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生を防ぐことが必要である。</li> </ul>	
1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	河川等の氾濫の防止対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川氾濫により家屋等が浸水するおそれがあることから、施設・資機材整備を始めとした各種対策を進める必要がある。</li> <li>河川の水門・樋門などの河川管理施設の維持管理、老朽化対策を進める必要がある。</li> </ul>
	農業基盤施設の安全化	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業生産の維持だけでなく、農地や農業用施設の湛水被害を未然に防止するため、施設整備及び施設の老朽化対策を進める必要がある。</li> </ul>
	避難情報発令の基準の策定・避難体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害等により避難を要する事態となる可能性があることから、町民が安全／的確に避難できる体制を整備することが必要である。</li> </ul>
	町職員及び町民に対する防災教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害から時間が経過すると防災に対する意識は低下する傾向にあり、町職員及び町民に対して防災に関する教育や啓発を行っていくことが必要である。</li> </ul>
	町民に対する防災教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時の被害を抑えるためには、日ごろから町民が家庭で予防・安全に努めたり、災害時にとるべき行動など正しい防災知識を持つことが必要である。</li> </ul>
	学校教育における防災教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学校で定めている学校安全計画に基づく避難訓練等を実施したり、社会科等の学習の時間における地域防災マップ作りなどを通して防災意識をより高めることが必要である。</li> </ul>
防災訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な災害が発生した際、各機関が連携した応急対策活動を行うことが求められることから、各機関と連携した訓練をすることが必要である。</li> </ul>	

表6 推進方針ごとの脆弱性評価一覧

起きてはならない最悪の事態	推進方針	脆弱性評価
1-3 土砂災害、暴風雪等による死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態	土砂災害の防止、公共土木施設の安全化	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林の有する国土保全機能の低下や地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加による山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、治山施設の整備等のハード対策と警戒避難体制の整備等のソフト対策を組み合わせる必要がある。</li> <li>地域住民等へ土砂災害（特別）警戒区域の周知が必要である。</li> <li>多くの町民が土砂災害を被る危険な状況であることから、特別警戒区域指定の取組や施設整備・改修、住宅移転対策などが必要である。</li> </ul>
	河川等の氾濫の防止対策	再掲
	農業基盤施設の安全化	再掲
	地域が共同で行う農業・農村の多面的機能の維持増進	<ul style="list-style-type: none"> <li>耕作放棄地の発生を防止、農地や農業用施設の有する多面的機能を維持していくためには、地域が共同で行う保全活動への支援が必要である。</li> </ul>
	森林整備の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林の有する国土保全機能の低下や地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加による山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから森林整備を実施する必要がある。</li> </ul>
	工作物対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅地では、建築物に付属した屋外看板のうち老朽化などにより落下の危険性が発生する看板の増加が懸念されるため、暴風・地震等による脱落防止対策を促す必要がある。</li> </ul>
	避難情報発令の基準の策定・避難体制の整備	再掲
	町職員及び町民に対する防災教育	再掲
	町民に対する防災教育	再掲
	学校教育における防災教育	再掲
	防災訓練	再掲
	避難行動要支援者等支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時の避難に支援を要する避難行動要支援者は、災害が発生した場合に被害を受けやすいため、避難体制を整備することが必要である。</li> </ul>
	農林水産公共施設の老朽化対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>農林水産公共施設の安全性を確保するため、「各施設の個別計画」の策定とその実行により老朽化対策を着実に進める必要がある。</li> </ul>
公共土木施設の老朽化対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共土木施設の安全性を確保するため、「各施設の個別計画」の策定とその実行により老朽化対策を着実に進める必要がある。</li> </ul>	
1-4 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	町民への的確な情報伝達体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害の規模に比例して多種多様かつ多量の災害情報が発生することから、災害に関する情報の的確な収集・伝達等を行う必要がある。</li> </ul>
	報道機関との連携体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な手段により広報することが必要である。</li> </ul>
	避難情報発令の基準の策定・避難体制の整備	再掲
	学校等の避難計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時に迅速に対応するため、関係法令に基づき、全ての学校等で避難計画を策定する必要がある。</li> </ul>

表6 推進方針ごとの脆弱性評価一覧

起きてはならない最悪の事態	推進方針	脆弱性評価
1-4 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	社会福祉施設等における対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉施設の利用者の、避難後の二次的な健康被害を防止する必要がある。</li> </ul>
	情報収集管理体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>多種多様かつ多量の災害情報が発生することから、医療救護に必要な緊急性の高い情報を優先的に収集・伝達できるような仕組みの整備が必要である。</li> </ul>
	医療救護体制に係る防災訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生時における各機関の医療救護活動の実効性を高めるには、地域防災計画及び各機関が作成するマニュアルを検証する機会が必要である。</li> </ul>
	町職員及び町民に対する防災教育	再掲
	町民に対する防災教育	再掲
	学校教育における防災教育	再掲
	防災訓練	再掲
2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	交通施設の安全化、防災空間の確保、道路寸断への対応	再掲
	水道施設の安全化	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震被害として、送・配水管の折損並びに継手部の漏水が想定され、特に軟弱地盤地域においては被害発生の危険性が高いことから、耐震化及び更新計画の策定を推進する必要がある。</li> <li>風水害等による被害として、土砂や濁流による水源の損壊、水源水の濁度上昇、水質異常等が想定されることから、計画的に安全化対策を推進していく必要がある。</li> </ul>
	農業基盤施設の安全化	再掲
	災害救助法等の運用体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の異動などによる業務の習熟不足などにより、災害救助法の適用等が遅れる可能性があることから、災害救助法の運用体制を強化することが必要である。</li> </ul>
	緊急通行車両等の事前届出・確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通施設が被災した場合、交通の混乱の回避のため交通規制を実施するが、交通規制時に緊急通行車両等が円滑に災害対応できるよう事前届出を推進することが必要である。</li> </ul>
	輸送体制の整備に係る関係機関相互の連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時における緊急・救援輸送や物流専門家等の派遣の円滑化を図るため、平時より関係団体と連携を密にし、「緊急・救援輸送等に関する協定」等に基づく応急対策を確実に実施する必要がある。</li> </ul>
食料及び防災用資機材の備蓄並びに調達体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害により食料、飲料水、燃料等生活必需品、応急給水資機材、通信機器及び防災用資機材等が不足する可能性があることから、必要な物資等の備蓄及び調達、情報収集や提供等の体制を強化することが必要である。</li> <li>災害時における緊急・救援輸送や物流専門家等の派遣の円滑化を図るため、平時より関係団体と連携を密にし、「緊急・救援輸送等に関する協定」等に基づく応急対策を確実に実施する必要がある。</li> <li>流通機能の低下などにより被災者の食料調達が困難となるため、速やかな食料供給体制の確立と機能発揮には、平時における供給体制の維持管理が必要である。</li> <li>食料等、燃料等生活必需品、災害救助用物資及び医薬品等の輸送手段を確保する必要がある。</li> </ul>	

表6 推進方針ごとの脆弱性評価一覧

起きてはならない最悪の事態	推進方針	脆弱性評価
2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	燃料等生活必需品の調達体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>燃料等生活必需品の調達や輸送に関する体制整備についての体制強化や実効性を上げることが必要である。</li> </ul>
	食料生産基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業に係る生産基盤等については、安定した食料供給力を確保するため重要な役割を担っており、農地や農業水利施設の生産基盤の整備を着実に進行させる必要がある。</li> </ul>
	地域が共同で行う農業・農村の多面的機能の維持増進	再掲
2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	土砂災害の防止、公共土木施設の安全化	再掲
	交通施設の安全化、防災空間の確保、道路寸断への対応	再掲
	災害救助法等の運用体制の強化	再掲
	燃料等生活必需品の調達体制の整備	再掲
	食料及び防災用資機材の備蓄並びに調達体制の整備	再掲
2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の遅れと不足	広域応援協力体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>町だけでは災害に対応できない可能性があることから、国や県、関係機関から協力や支援を受けることができる体制を強化することが必要である。</li> <li>大規模災害時における応急対策をより的確・迅速に実施するためには、広域的な支援・協力体制が必要である。</li> </ul>
	救急・救助の体制や資機材の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害時には多数の救急・救助事案が発生すると予想されるため、必要な体制や救急用装備・資機材等を充実させる必要がある。</li> <li>大規模災害が起きた場合、災害対策に必要な防災資機材が不足する可能性があることから、必要な物資の情報収集を行うことが必要である。</li> <li>大規模災害発生時における避難誘導、救出救助、捜索、交通対策等の活動を迅速かつ的確に実施することが必要である。</li> </ul>
	防災拠点の管理・運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害時には、広域航空応援を受けることが想定されるほか、緊急物資、資機材の集積配給基地が不可欠であることから、広域防災拠点を適正に管理・運営することが必要である。</li> </ul>
	災害用臨時ヘリポートの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時の救助・救護活動等を円滑に行うため、臨時ヘリポートの選定・整備に努める必要がある。</li> </ul>
	消防団等の育成強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防団は地域防災力の中核を担う存在であるが、団員の減少等課題があることから、対策が必要である。</li> <li>大規模災害時には消防団及び自主防災組織等が重要な役割を果たすため、消防に関する教育訓練を受ける機会を充実させる必要がある。</li> <li>災害時は、行政だけでは全ての救助要請等に迅速に対応できない場合があることから、住民やボランティア等が協力し対応する体制を整備することが必要である。</li> </ul>

表6 推進方針ごとの脆弱性評価一覧

起きてはならない最悪の事態	推進方針	脆弱性評価
2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の遅れと不足	自主防災組織等の育成強化、災害ボランティアの活動環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生時には、公的機関の応急復旧活動だけでは不十分であることから、ボランティアによる被災者の支援が必要である。</li> <li>災害ボランティアが活動しやすいように、ニーズの把握、派遣調整、関係機関との調整を行う災害ボランティアコーディネーターの育成が必要である。</li> <li>災害ボランティアが円滑に受け入れられるよう、平常時から、地域住民に災害ボランティアの役割・活動についての普及・啓発が必要である。</li> </ul>
	防災訓練	再掲
	防災的な土地利用の推進・土地利用の適正化・住宅密集地の不燃化の推進	再掲
2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート途絶による医療機能の麻痺	医療救護体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生時には、広域あるいは局地的に医療救護を必要とする多数の傷病者が発生するとともに、数多くの医療施設が被害を受け、十分な医療の提供が困難な状況になることが予想される。このため、被災地内外の災害拠点病院、災害派遣医療チーム（DMAT）及び医療救護班が連携して効果的な医療救護活動を行う必要があり、その体制の維持充実が必要である。</li> </ul>
	医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時の医療救護を迅速かつ適切に実施するため、医療救護体制や医薬品等の供給・確保体制を強化する必要がある。</li> </ul>
	道路寸断への対応	再掲
2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	下水道施設の安全化	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害時の公衆衛生問題の発生を防ぐため、流域下水道施設の老朽化・耐震性対策を計画的に進める必要がある。</li> <li>大規模災害発生後に速やかに下水道機能の維持或いは回復を図るため流域下水道業務継続計画（BCP）の実効性の向上を図ることが必要である。</li> </ul>
	農業集落排水の機能保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業集落排水施設や管路及び緊急輸送道路等に埋設されている管路について、機能確保のため、施設の機能保全対策や耐震化を行う必要がある。</li> </ul>
	防疫・保健衛生体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災地域は、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が多分に予想されることから、感染症の発生と流行の未然防止を図る必要がある。</li> </ul>
	防疫用薬剤及び器具等の備蓄	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時の緊急の調達が困難となるおそれがあることから、平常時からその確保に努める必要がある。</li> </ul>
	動物愛護管理体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じることから、これら動物の収容、保管施設の確保と管理体制の整備を図る必要がある。</li> </ul>
3-1 行政機能の機能不全	災害本部体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の異動などによる業務の習熟不足などにより、応急対策の実施が遅れる可能性があることから、予め防災体制を整えることが必要である。また、物資の不足や通信手段の断絶等が発生するおそれがあるが、このような状況のなかでも災害対策本部を運営していくために必要な物資や通信手段を整備・強化することが必要である。</li> </ul>
	広域応援協力体制の強化	再掲
	防災中枢機能等の確保・充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震時の飲料水を確保するため、各施設管理者において、給水設備の耐震化が必要である。</li> </ul>

表6 推進方針ごとの脆弱性評価一覧

起きてはならない最悪の事態	推進方針	脆弱性評価
3-1 行政機能の機能不全	災害ボランティアの活動環境の整備	・災害発生時には、公的機関の応急復旧活動だけでは不十分であることから、ボランティアによる被災者の支援が必要である。
	建築物の災害予防	再掲
	公的機関等の業務継続性の確保	・災害により行政機関が被災し、業務の継続が困難になる可能性があることから、業務継続計画を作成することが必要である。
	重要データの遠隔地バックアップ	・建物の倒壊等により業務システムの重要データが消失すれば、行政機能が大幅に低下するため、重要データを速やかに復元することが必要である。
	ICT部門における業務継続計画（ICT-BCP）の策定と運用	・業務を実施・継続させるためには、それを支えるネットワーク等の稼働が必要不可欠である。
	業務システムのサービス利用、外部のデータセンターの利用	・各業務システムの基盤が被災する可能性があることから、防災対策を講じる必要がある。
	複合災害体制の整備	再掲
4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	交通施設の安全化、防災空間の確保、道路寸断への対応	再掲
	防災中枢機能等の確保・充実	再掲
	情報通信設備用及び震度観測設備用非常電源装置の燃料の確保	・非常用発電機燃料の貯蔵量は、4日以上での停電に対応できないため、予め燃料の調達方法を決定しておく必要がある。
	町民への的確な情報伝達体制の整備	再掲
	災害用伝言サービス活用体制の整備	・被災地への安否確認情報等の問合せの殺到などにより通信が輻輳した場合、被災地内の家族・親戚・知人等の安否等の確認が困難になる可能性があることから、災害伝言サービスを活用することが必要である。
	全県域WAN（行政ネットワーク等）の整備	・各業務システムの基盤が被災する可能性があることから、防災対策を講じる必要がある。
4-2 テレビ・ラジオ放送の中断や防災無線等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	町民への的確な情報伝達体制の整備	再掲
	報道機関との連携体制の整備	再掲

表6 推進方針ごとの脆弱性評価一覧

起きてはならない最悪の事態	推進方針	脆弱性評価
5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	産業・エネルギーの持続	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国道が寸断された場合、物流停止により、企業の生産力が低下する恐れがあることから、軸となる輸送ルートの確保が必要である。</li> </ul>
	事業所における防災の推進等	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 企業（事業所）における防災組織の整備の促進を図ることが必要である。（企業（事業所）における事業継続の取組の推進）</li> <li>• 企業（事業所）における事業継続計画策定の促進を図ることが必要である。</li> <li>• 企業（事業所）における職員の防災意識啓発や事業所の防災活動の状況把握に努めることが必要である。</li> <li>• 地域と連携した防災訓練等を促進することが必要である。</li> </ul>
5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止、重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	燃料等生活必需品の調達体制の整備	再掲
	事業所における防災の推進等	再掲
6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止	燃料等生活必需品の調達体制の整備	再掲
	再生可能エネルギー等の導入の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>• エネルギーの供給源の多様化などの視点から、地域における再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を推進する必要がある。</li> <li>• 災害時等における地域の避難施設等のエネルギー確保のため、再生可能エネルギーの導入を推進する必要がある。</li> <li>• エネルギーの供給源の多様化などの視点から、地域における再生可能エネルギーの導入の可能性について検討を進める必要がある。</li> </ul>
	電気施設の安全化	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 風水害や地震等の大規模災害が発生した場合、発電施設の安全性が確保できない可能性があるため、発電所周辺を含め危険性の早期発見に努める必要がある。</li> </ul>
6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	水道施設の安全化	再掲
6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止	下水道施設の安全化	再掲
	農業集落排水の機能保全	再掲
	し尿処理体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 災害時に、便槽内のし尿が飽和・流出するなど生活環境の保全上の支障が生じるおそれがあることから、し尿を適正かつ速やかに処理できる仕組みづくりが必要である。</li> </ul>

表6 推進方針ごとの脆弱性評価一覧

起きてはならない最悪の事態	推進方針	脆弱性評価
6-4 地域交通ネットワークが分断する事態	交通施設の安全化、防災空間の確保、道路寸断への対応	再掲
	広域応援協力体制の整備	再掲
	交通規制の実施責任者、交通規則の実施体制の整備	再掲
	緊急通行車両等の事前届出・確認	再掲
	燃料等生活必需品の調達体制の整備	再掲
	液化化危険地域の予防対策	再掲
	公共交通機関の状況把握、連絡調整のための体制の整備	・災害発生後、速やかに公共交通機関等の状況把握及びその復旧に向けた連絡調整を行うため、関係機関との情報収集・共有体制を強化する必要がある。
6-5 異常湧水等により用水の供給の途絶	水道施設の安全化	再掲
	農業基盤施設の安全化	再掲
6-6 避難所の機能不足や応急仮設住宅の不足等により避難者の生活に支障が出る事態	交通施設の安全化、防災空間の確保、道路寸断への対応	再掲
	応急仮設住宅等の確保体制の整備	・住宅被災者等の早期の生活再建のため、応急仮設住宅の迅速な確保が必要である。
	自主防災組織等の育成強化、災害ボランティアの活動環境の整備	再掲
	被災者の健康管理	・災害が長期化した場合に公衆衛生活動の実施が困難となるおそれがあることから、計画的・継続的な支援体制を構築する必要がある。
7-1 住宅密集地での大規模火災の発生	防災的な土地利用の推進・土地利用の適正化・住宅密集地の不燃化の推進	再掲
	建築物の災害予防	再掲

表6 推進方針ごとの脆弱性評価一覧

起きてはならない最悪の事態	推進方針	脆弱性評価
7-2 沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺	工作物対策	再掲
	交通規制の実施責任者、交通規則の実施体制の整備	再掲
7-3 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生	ため池の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>ため池については、築造年代が古く、老朽化が進行している恐れがあることから大規模地震や台風、豪雨等により決壊し下流の人家等に影響をあたえるリスクが高いため、定期的な点検を実施するとともに、その結果に基づく対策を実施する必要がある。</li> </ul>
	河川等の氾濫の防止対策	再掲
	土砂災害の防止、公共土木施設の安全化	再掲
8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	廃棄物処理体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時に、廃棄物の処理停滞により復旧・復興が遅れるおそれがあり、また生活環境保全上の支障が生じるおそれがあることから、廃棄物を適正かつ速やかに処理できる仕組みづくりが必要である。</li> </ul>
8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	罹災証明書の発行体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>多数の住家被害が生じた場合、罹災証明書の交付が遅れる可能性があることから、他自治体からの応援要請等を協議しておく必要がある。</li> </ul>
	地震被災建築物応急危険度判定体制等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震により被災した建築物並びに宅地の危険性を判定し、余震による人的被害を防ぐ必要があることから、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の育成と体制を維持する必要がある。</li> </ul>
	災害復旧の担い手の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対応等により地域の安全・安心を守る優良な建設業者の存続のために、担い手の育成・確保対策を行う必要がある。</li> </ul>
	支援協定締結団体との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時における公共土木施設の機能確保と回復のため、建設業者と連携した応急対策を行う必要がある。</li> </ul>
8-3 地域コミュニティの崩壊・治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	地域が共同で行う農業・農村の多面的機能の維持増進	再掲
	地域コミュニティの維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>中山間地域等では、人口流出・高齢化の進行により、地域運営の担い手不足が深刻化し、地域コミュニティの維持や日常生活に必要なサービスの確保が困難になる集落が増えていることから、安心して住み続けることができる環境づくりが必要である。</li> </ul>
	事業所における防災の推進等	再掲

表6 推進方針ごとの脆弱性評価一覧

起きてはならない最悪の事態	推進方針	脆弱性評価
8-4 基幹インフラの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	水道施設の安全化	再掲
	地籍調査の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時の迅速な復旧・復興を図るためには、地籍調査事業を促進する必要がある。</li> </ul>

## 6. 重要業績指標の設定

限られた資源のなか、効率的・効果的に国土強靱化を進めるためには、施策の優先順位付けを行い、重点化しながら進める必要があることから、優先順位の高いものを「重要業績指標（KPI）」（次頁 表7 「重要業績指標（KPI）一覧」参照）のとおり整理した。

なお、推進方針、脆弱性評価、重要業績指標に基づく町の具体的な事業については、別冊「強靱化施策の推進方針に基づく事業一覧」に掲載した。

表7 重要業績指標（KPI）一覧

起きてはならない最悪の事態 (番号)	重要業績指標 (KPI)	現況 (R6年度末)	目標 (11年度末)	担当課
1-1	木造住宅の耐震化率（一般住宅）	39.3%	45%以上	税務住民課
	公共施設の耐震化率	72.1%	80%以上	総務課
	病院・社会福祉施設等の耐震化率	89.5%	94.7%以上	医療対策課 保健福祉課
	住宅改修支援事業補助金支給実績	0件	1件以上	産業課
	木造住宅耐震化等促進事業補助金支給実績	1件	1件以上	税務住民課
	危険ブロック塀等撤去事業費補助金支給実績	0件	1件以上	税務住民課
	公営住宅等長寿命化対策	4団地	5団地以上	税務住民課
	橋梁の長寿命化率	90%	95%以上	建設水道課
	空き家現況調査	未完	完了	企画課
	特定空き家の認定	未実施	実施	企画課
	ハザードマップの策定	策定済み	策定済み	総務課
	消防団の条例定数充足率	80.3%	83%以上	総務課
	防災士登録者数	44人	50人以上	総務課
	応急危険度判定士登録者数	0人	1人以上	総務課
1-2	避難判断マニュアルの策定	策定済み	策定済み	総務課
	ハザードマップの策定	策定済み	策定済み	総務課
	タイムラインの策定	未策定	策定済み	総務課
	防災ヘリの臨時離着陸場の指定数	6箇所	6箇所以上	総務課
	避難路、緊急輸送道路整備率	90%	95%以上	建設水道課
	避難行動要支援者名簿作成	完了	完了	総務課
	避難行動要支援者の個別支援計画の作成率	12%	100%	総務課

表7 重要業績指標（KPI）一覧

起きてはならない最悪の事態 (番号)	重要業績指標 (KPI)	現況 (R6年度末)	目標 (R11年度末)	担当課
1-3	ハザードマップの策定	策定済み	策定済み	総務課
	避難判断マニュアルの策定	策定済み	策定済み	総務課
	森林経営計画策定面積	7,254.5ha	7,400.0ha	産業課
	中山間地域等直接支払制度の実績額	29,057,386 円	29,060,000 円	産業課
	有害鳥獣駆除数（イノシシ、鳥類、サル、タヌキ、アナグマ、ヌートリア、アライグマ）	668 匹	700 匹	産業課
1-4	携帯電話の不感地帯の割合（居住実態があるところのみ）	100%	100%	企画課
	防災行政無線の整備	完了	完了	総務課
	防災メールの運用	実施済み	実施済み	総務課
	避難判断マニュアルの策定	策定済み	策定済み	総務課
	避難行動要支援者名簿作成	完了	完了	総務課
	避難行動要支援者の個別支援計画の作成率	12%	100%	総務課
2-1	非常用食料、物資の備蓄計画の策定	策定済み	策定済み	総務課
	避難所運営マニュアルの策定	策定済み	策定済み	総務課
	災害時に活用できる給食サービス施設の数	0 箇所	1 箇所以上	総務課
	備蓄食数	2,000 食	2,000 食以上	総務課
	災害時応援協定等（物資供給協定）の締結数	4 団体	5 団体以上	総務課
	緊急時の輸送道路として活用される道路の整備率	90%	95%以上	建設水道課
	基幹管路の耐震適合率	%	8%以上	建設水道課
	橋梁の耐震化率	10%	15%以上	建設水道課
	防災ヘリの臨時離着陸場の指定数	6 箇所	6 箇所以上	総務課
	孤立可能性のある集落数の把握	未実施	実施	総務課

表7 重要業績指標（KPI）一覧

起きてはならない最悪の事態 (番号)	重要業績指標 (KPI)	現況 (R6年度末)	目標 (R11年度末)	担当課
2-2	緊急輸送道路の整備率	90%	95%以上	建設水道課
	防災ヘリの臨時離着陸場の指定数	6箇所	6箇所以上	総務課
	道路啓開計画の策定	未策定	策定済み	建設水道課
	非常用食料、物資の備蓄計画の策定	策定済み	策定済み	総務課
	備蓄食数	2,000食	2,000食以上	総務課
	携帯電話の不感地帯の割合(居住実態があるところのみ)	100%	100%	企画課
	防災行政無線の整備	完了	完了	総務課
	災害時応援協定等(物資供給協定)の締結数	4団体	5団体以上	総務課
2-3	消防団の条例定数充足率	80.3%	83%以上	総務課
	防火水槽設置総数	103箇所	103箇所以上	総務課
	防火水槽設置総数に対する耐震性防火水槽の割合	16.5%	30%以上	総務課
	消防詰所の耐震化	未実施	実施済み	総務課
	自主防災組織の組織率	35%	50%以上	総務課
	防災士登録者数	44人	50人以上	総務課
	応急危険度判定士登録者数	0人	1人以上	総務課
	防災ヘリの臨時離着陸場の指定数	6箇所	6箇所以上	総務課
2-4	医療施設の耐震化率	100%	100%	医療対策課
	医療機関における防災医療マニュアル整備状況	100%	100%	医療対策課
	医療機関における災害対応訓練の実施状況	1回/年	1回/年以上	医療対策課
	医療機関の食料備蓄量	810食(3日分)	810食(3日分)	医療対策課
	町内病院、有床診療所のBCP策定率	100%	100%	医療対策課

表7 重要業績指標（KPI）一覧

起きてはならない最悪の事態 (番号)	重要業績指標 (KPI)	現況 (R6年度末)	目標 (R11年度末)	担当課
2-5	避難所運営マニュアルの策定	策定済み	策定済み	総務課
	避難所施設のトイレ整備率	100%	100%	総務課
	簡易トイレの備蓄数	60 個	100 個以上	総務課
	災害廃棄物処理計画の策定	策定済み	策定済み	税務住民課
	消毒薬剤の備蓄数	300 kg	500 kg以上	総務課
	下水道・農業集落排水・合併浄化槽等の汚水処理人口普及率	56.9%	83.7%以上	建設水道課
3-1	防犯カメラ設置台数	21 台	25 台以上	総務課
	避難所運営マニュアルの策定	策定済み	策定済み	総務課
	業務継続計画（BCP）の策定	策定済み	策定済み	総務課
	ICT-BCP の策定	策定済み	策定済み	総務課
	受援計画の策定	策定済み	策定済み	総務課
	災害時職員初動マニュアル策定	策定済み	策定済み	総務課
	公共施設の耐震化率	72.1%	80%以上	総務課
	自治体間相互応援協定などの締結数	23 団体	30 団体以上	総務課
	災害対策本部非常用電源機能整備	完了	完了	総務課
	職員用食糧備蓄量	260 食	200 食以上	総務課
	業務継続のために必要な発電用燃料の充足率	100%	100%	総務課
災害対策本部設置訓練の実施回数	0 回/年	1 回/年 以上	総務課	

表7 重要業績指標（KPI）一覧

起きてはならない最悪の事態 (番号)	重要業績指標 (KPI)	現況 (R6年度末)	目標 (R11年度末)	担当課
4-1	携帯電話の不感地帯の割合（居住実態があるところのみ）	100%	100%	企画課
	防災行政無線の整備	完了	完了	総務課
	防災行政無線施設の電源機能：大容量蓄電池、非常用発電機配備数	1箇所	1箇所以上	総務課
	太陽光発電を設置している公共施設の数	1施設	2施設以上	総務課
	指定避難所のWi-Fi整備箇所数	5施設	5施設以上	総務課
	災害時応援協定等（情報伝達協定、燃料確保協定）の締結数	9団体	10団体以上	総務課
4-2	携帯電話の不感地帯の割合（居住実態があるところのみ）	100%	100%	企画課
	防災行政無線の整備	完了	完了	総務課
	防災メールの運用	実施済み	実施済み	総務課
	情報伝達訓練の実施	0回/年	1回/年 以上	総務課
5-1	中小企業の事業継続計画の策定促進	未実施	実施済み	総務課
	町道路啓開計画策定	未策定	策定済み	建設水道課
	災害時応援協定等（物資供給協定）の締結数	4団体	5団体以上	総務課
5-2	応急活動に必要な燃料の確保状況	0ℓ	50ℓ以上	総務課
	石油等の流出による火災に対する消火対策の検討状況	未実施	実施済み	総務課
	中小企業の事業継続計画の策定促進	未実施	実施済み	総務課
	指定金融機関の事業継続計画（BCP計画）策定状況	策定済み	策定済み	総務課
	自治体間相互応援協定などの締結数	23団体	30団体以上	総務課

表7 重要業績指標（KPI）一覧

起きてはならない最悪の事態 (番号)	重要業績指標 (KPI)	現況 (R6年度末)	目標 (R11年度末)	担当課
6-1	災害時応援協定等（燃料確保協定）の締結数	3団体	4団体以上	総務課
	発電・送電設備の耐震化率	100%	100%	総務課
	小水力発電施設数	1箇所	1箇所	総務課
	災害対応型給油所数	4箇所	4箇所以上	総務課
	可搬式発電機設置数	10台	10台以上	総務課
6-2	基幹管路の耐震適合率	%	8%以上	建設水道課
	浄水施設の耐震化率	35.5%	40%以上	建設水道課
	災害時応援協定等（飲料水）の締結数	0自治体	1自治体以上	建設水道課
	上水道の業務継続計画の策定	未策定	策定済み	建設水道課
	応急給水研修実施	0回/年	1回/年 以上	建設水道課
	地域住民との連携や効果的な訓練の実施数	0回/年	1回/年 以上	建設水道課
6-3	下水道の耐震化率	100%	100%	建設水道課
	下水道業務継続計画（BCP）の策定	策定済み	策定済み	建設水道課
	合併浄化槽導入率	35.8%	70%以上	建設水道課
	簡易トイレの備蓄数	60個	100個以上	総務課
6-4	緊急輸送道路の整備率	90%	95%以上	建設水道課
	適切な維持管理・補修を要する橋梁の整備率	90%	95%以上	建設水道課
	町道路啓開計画策定	未策定	策定済み	建設水道課
6-5	災害時応援協定等（飲料水）の締結数	0自治体	1自治体以上	建設水道課
	上水道の業務継続計画の策定	未策定	策定済み	建設水道課
	応急給水研修実施	0回/年	1回/年 以上	建設水道課
	地域住民との連携や効果的な訓練の実施数	0回/年	1回/年 以上	建設水道課

表7 重要業績指標（KPI）一覧

起きては ならない 最悪の事 態 (番号)	重要業績指標 (KPI)	現況 (R6年度末)	目標 (R11年度末)	担当課
6-6	応急仮設住宅の建設予定地数	10箇所	15箇所以上	総務課
	仮設住宅管理等を処理するシステムの導入	未完	完了	総務課
	防災士登録者数	44人	50人以上	総務課
	応急危険度判定士登録者数	0人	1人以上	総務課
	避難判断マニュアルの策定	策定済み	策定済み	総務課
	避難所運営マニュアルの策定	策定済み	策定済み	総務課
	避難行動要支援者名簿作成	完了	完了	総務課
	避難行動要支援者の個別支援計画の作成率	12%	100%	総務課
7-1	ポンプ車配備数	3台	3台以上	総務課
	消防団の条例定数充足率	80.3%	83%以上	総務課
	防火水槽設置総数	103箇所	103箇所以上	総務課
	防火水槽設置総数に対する耐震性防火水槽の割合	16.5%	30%以上	総務課
	感震ブレーカー等の普及促進	未実施	実施	総務課
7-2	木造住宅の耐震化率（一般住宅）	39.3%	45%以上	税務住民課
	応急危険度判定士登録の普及啓発	未実施	実施	総務課
	障害物除去等応援対策業務に関する協定数	0団体	1団体以上	総務課
	空き家件数	362戸	260戸以内	企画課
	道路啓開計画の策定	未策定	策定済み	建設水道課

表7 重要業績指標（KPI）一覧

起きてはならない最悪の事態 (番号)	重要業績指標 (KPI)	現況 (R6年度末)	目標 (R11年度末)	担当課
7-3	防災施設維持管理マニュアルの策定状況	未策定	策定済み	総務課
	砂防、治山、地すべり、急傾斜の基礎調査の実施率	100%	100%	建設水道課
	土砂災害警戒区域の指定・周知	完了	完了	建設水道課
	土砂災害特別警戒区域の指定・周知	未完	完了	建設水道課
	中山間地域等直接支払制度の集落で地域農業を支える体制づくりに取り組んだ集落数	45箇所	50箇所以上	産業課
	水源涵養保安林の面積	15,135ha	15,135ha	産業課
8-1	災害廃棄物処理応援協定の締結数	2団体	3団体以上	税務住民課
	災害廃棄物処理にかかる応急対策マニュアル策定	未策定	策定済み	税務住民課
	災害廃棄物処理計画の策定	策定済み	策定済み	税務住民課
	災害廃棄物仮置場の候補地数	5箇所	5箇所以上	税務住民課
8-2	定期点検、トンネル補修工事進捗率	90%	95%以上	建設水道課
	道路啓開計画の策定	未策定	策定済み	建設水道課
	応急危険度判定士登録者数	0人	1人以上	総務課
	災害時応援協定等（応急業務・復旧業務）の締結数	23団体	25団体以上	総務課
8-3	防災士登録者数	44人	50人以上	総務課
	自主防災組織の組織率	35%	50%以上	総務課
8-4	応急仮設住宅の建設予定地数	10箇所	15箇所以上	総務課
	仮設住宅管理等を処理するシステムの導入	未完	完了	総務課